

# いづか事務所だより

平成23年9月号



編集・飯塚行政書士FP事務所 東京都足立区千住旭町17-4 バウハウスヨシカワ101  
TEL・FAX 03-3882-0536 メール shigenori-g@xui.biglobe.ne.jp

## \*最近気になった話題、寄せ集め\*

### \*カード現金化業者が初摘発

警視庁は、台東区の貴金属販売業者の元代表を出資法違反の容疑で逮捕しました。

元代表は融資を求める客におもちやのネックレスなどを高額で購入させた上、カード会社から入金される代金の一部を差し引いて残りの金を客に渡す方式で**カードのショッピング枠を現金化していた**とされています。

警視庁は、**売買は形式的な取引**と見て実態としては差し引いた一部を利息とする**貸金業にあたる**とし、ま

た受け取った実質的な利息が法定利息を超えたとして、カードの現金化業者を出資法違反で逮捕した全国で初めてのケースとなりました。

### \*観光船転覆事故から学ぶ

先月浜松市の天竜川で起きた観光船の転覆事故では、他社の転覆事故を受けて全乗客を対象にした救命胴衣の着用義務化を検討したものの見送っており、また安全訓練も行っていなかったことが明らかになりました。

犠牲者には2歳の男児が含まれて

いましたが、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では12歳未満の乗客に救命胴衣を着用させるよう義務付けています。

レジャーや観光でさまざまな乗り物を利用することがありますが、つい楽しさや手軽さを優先してしまいやすくなります。**事業者の方には最優先の安全対策を**、利用者の方には表示された**注意事項の一読**と、気になる場合には**運営者への確認**をしていただくようお願いいたします。

## <連載>◇法務のつぶやき◇ 第9回 日常に潜む法律規定(その1)

先月石川県の海岸で落とし穴に落ちた夫婦が亡くなる事故がありました。その落とし穴に亡くなった妻とその友人によって掘られたものであることが伝えられていますが、この落とし穴が「法律違反にあたる」と報道されました。

水害からの海岸の防護と海岸の適正利用を目的として「海岸法」という法律があります。この法律では、

都道府県知事が指定した「海岸保全区域」内において地表から深さ1.5m超の土地の掘削を行う場合には、**海岸管理者の許可**を受けなければならないとされています。今回の事故で落とし穴の深さは2.5mであったとみられていますので、許可が必要な事象だったと推測されます。

こうした規定は「河川」にもあり、「河川法」という法律があります。

この法律でも同様に、法律で定められた「河川区域」内の土地において土地の掘削を行う場合には、特別な区域で規定された条件以外では**河川管理者の許可**を受けなければならないとされています。

日常生活の中でちょっとした行為が法律違反に当てはまる場合があります。**\*「日常に潜む法律規定」は、随時取り上げます。**

## <あとがき>

開業して以来、多くの方々と仕事やそれ以外の場所で出会うことができました。行政書士以外の士業やファイナンシャルプランナーの方々を始めとして、建設業、不動産業、飲食店業、運送業といった事業者の方々などさまざまな業種の方々と関わらせていただきました。

これまでは私自身が仕事としてお役に立てることを伝えることに努め

てまいりました。しかしそれ以外に私がお役に立てることがあるだろうと思っています。

まずはこの数年間で知り合わせていただいた方々をつなぐ役割になればと思っています。私ではお役に立てないことでもみなさま方のお力をお借りしてご要望にお応えできるようにしたいと思っています。

今後よろしくお願ひします。

**\*季節に関わる言葉を選んでお伝えします。**

### <今月の風物>

コスモス、十五夜、菊の節句

### <今月の時候>

初秋の候・新涼の候・秋涼の候・新秋の候・爽秋の候・孟秋の候・秋冷の候